方はお気軽にお出かけください。 **場所** 高山村役場会議室 **場所** 高山村役場会議室 いたします。 イでは、行政相談週間行事とし °ので、

行政相談週間は、行政相談では、行政相談週間は、行政相談が定めたものです。
が定めたものです。
が定めたものです。 等郵に便 談委員に表現な相談 特設行 午後4 政 T 談村の 時 を配開配 まで

政相談 月15 B 週 一月 間 です は

用の促進を図るため行政相談制度の問 め理

めに、総務省理解を深めて

欧に応じて 道路 して、

を

族

設ご 場

B

相談内容 容

相談のある

〇山い

279 | 付役場 | 大き

6 住民課

(更正医療)

月 0 身体障害者巡回相談に

相談はすべて予約制です。を下記のとおり実施します。群馬県心身障害者福祉セン族の皆様へ タ が巡回相談

で

## 障害者を虐待から守 りま

ょ

う

&

0 ケリ

一品登

参

加者募集

面ウ

の野生種を見

ながら歩き、十二・アでは10月20日に、

ケ

ボラ

の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」)が10月1日に施行されました。この法律は、虐待によって障害者の権利や書がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。◆虐待の種類◆ 心養育者による虐待 会参加を助けるためって障害者の権利やって障害者の権利やって適いでは、

ガイド

-ボランテ

山村

0

自然を満喫して

一ヶ岳登山

③使用者による虐待 ⑤障害者福祉施設従事を ①養育者による虐待 者に

食あいプラマンプ

等

15 時

①身体的虐待
①身体的虐待
②性的虐待
②性的虐待
②性的虐待
こと。
②さればいること。
②はの虐待
でいまた同意と見せかけ)
でいまがない。

10月20日(土) 9時30分~15 高山村幹線林道、十二ヶ岳 (標高200m、頂上は800パノラー 9時30分に高山温泉ふれあい 登山の服装、飲み物、昼食 無料(各自保険にご加入下さ 先着20名 先着20名

さい

027

9

26

9

地域振興

課

: viva.takayama@gmail.com

③心理的虐待 け

的絶

心の

障害者を侮辱したり拒絶な言葉や態度で、精神的な童・放任(ネグレクト 食事や入浴、選択、排泄食事や入浴、選択、排泄をせること。 させること。 させること。 またの同意なしに財産や本人の同意なしに財産や本人の同意なしに対産や 弱介

虐者虐 気防 づ止 いせ たン 夕 連組 を 相設置

分 時 15 民課

な苦痛を与える

単話や

者や に年 理金 由 賃金など

## ◆ をしましたので、 点を 6 日 1 30 〜 をしてください。 本 6 日 1 30 〜 を 1 1 30 〜 を 1 1 20 1 1 20 1 1 20 1 1 20 1 20 1 1 20 1 2 役場 宿日

### 0 方及びそのご家 つい 7

〇日 没場 住 印持 鑑 ○身体障害者手って来ていただくも 者 0 方は10月 約26 帳の

相にす重 住民課まで予 うることが 談訪 トださったがで で由 \* さない方についにより巡回相談の を 0 ては、会場 だ高

#### 26日(金) で までに 0 で、て

#### 宅地分譲申込み受付開始 (下之宿団地・梅沢団地・古屋団地)

村では人口減少が進み、若年層の定住化対策が不可欠となってきています。

造成工事が完成した「下之宿団地・梅沢団地・古屋団地」3団地は、少子化対策はもとより、住民生活の安定 及び地域活性化を図ることを目的とした小規模団地です。住宅地の購入を希望される方は、下記のとおり申込み の受付をいたします。

なお、平成23年3月11日の東日本大震災、福島第1原発の事故による被災者で、梅沢団地及び古屋団地を希 望する方については、選定委員会の審査を経て無償譲渡となります。

梅沢団地及び古屋団地は、若年層の定住化対策、少子化対策により坪10,000円と分譲価格が低廉となっており、 条件としては同居する小学生以下の子供を扶養する方です。

宅地分譲には条件等がありますので、宅地分譲案内の請求及びお問い合わせは、地域振興課(☎63-2111) までご連絡ください。

- 1. 申し込み受付期間 平成24年10月1日~平成25年1月31日(但し、土・日・祝日・年末年始を除く)
- 2. 申し込み受付 高山村役場地域振興課 (郵送及び代理申請は不可)

#### ○下之宿団地(五領地区)

(判形信号を五領方面へ500m)

4区画(110坪前後) 坪35,000円(分譲価格)



#### ○梅沢団地(梅沢地区)

(株式会社オリエント北側)

3区画(100坪前後) 坪10,000円(分譲価格)





#### ○古屋団地(北之谷地区)

(北之谷地区)

4区画(平場120坪前後) 坪10,000円(分譲価格)





(内線64

information

#### 学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合いましょう 子どもたちの食と健康を! 学校と家庭そして地域で!

OB

平成24年10月22日(月) 12時から1時

〇場 高山小学校 1階 会議室 〇費 260円 (当日集金します)

○申し込み 高山給食センター 佐藤まで 電話(63-2811)でお申し込みください。

※2学期から申し込み場所が変わりますので、ご確認ください。 ○締め切り 10月15日(月) まで

※先着20名とさせていただきます。 ※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わり の方の出席をお願いするか代金をいただくことにな りますがよろしくお願い致します。

#### お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますの で、お気軽にお出かけください。

#### 予定献立

- ・きのこうどん · 牛乳
- 手作り天ぷら(ちくわ・さつまいも)
- アーモンド和え ・プルーン



10月の試食会はうどんです。 うどんには地産地消の取り組 みとして、高山村産のなめこや しいたけを使う予定です。

保護者の方も、そうでない方 もご参加いただけますので、お 気軽におこしください。

#### 第2回飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成24年度第2回目の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施しますので、生後91日以上で今年度の 狂犬病予防注射を受けていない犬を飼っている方は、最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬の登録済みの方には別途個別の実施通知を配布しますので、通知書を会場へ持参くださるようお願 いいたします。

期日	会 場	時間	会 場	時間	
10 月 19 日 (金)	火の口公民館	9:00~ 9:10	五領公民館	13:00~13:10	
	農協旧尻高支所	9:20~ 9:30	新田地区集会所	13:20~13:40	
	北之谷住民センター	9:40~ 9:50	本宿公民館	13:50~14:10	
	基幹集落センター	10:00~10:20	原住民センター	14:20~14:40	
	関田住民センター	10:30~10:40	梅沢集会所	14:50~15:00	
	役原地区住民センター	10:50~11:00	茶屋ケ松集会所	15:10~15:20	
	高山村役場	11:10~11:30			

#### ☆手数料

・注射のみ (登録済みの犬)

3.300円 注射料

・登録と注射(登録の済んでいない犬)

登録·注射料 6,300円 ☆犬の登録・狂犬病予防注射を受けないと、狂犬病予 防法の規定により罰せられることがあります。

☆犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしない でください。

☆運動中の犬の糞は、飼い主が責任を持って片づけて

#### ください。

☆不要犬は、第1・第3火曜日(午前11時まで)に 吾妻保健福祉事務所へ持参してください。

· 処理料 生後60日以上 2,000円、 生後60日未満 600円

☆飼い犬が死亡した場合、役場住民課までお知らせく ださい。

☆動物病院等で狂犬病予防注射を受けた方にも通知書 が届く場合がありますが、本年度の予防注射を受け た方は受けないでください。

# 医療を受けるための制度です。 医療を受けるための制度です 市町村で運営しています。万一のときに安 市町村で運営しています。万一のときに安 国民健康保険(以下「国保」)は、医療保 国民健康保険(以下「国保」)は、医療保 できるように、加入者が保険税を出し とができるように、加入者が保険税を出し とができるように、加入者が保険税を出し とができるように、加入者が保険税を出し では、すべての人が何らかの医療保 のときに安 知らせ、出村国民健康保険からの

## 入することにな 共同募金に うかい

羽根

7

医療保険に加

医療保険の

う

ちの 療療

ひとつで、

し安

合心

<sup>|</sup>
療を受けるこ

に、

(脱退する方全員分)

保険証が切り替わります。 の場住民課窓口で交換してください。 ののでででででででない。 ののででででででででででである。 ののでででででででする。 ののでででででででする。 ののでででででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののででする。 ののででする。 ののではいるではいる。 ののではいる。 ののではいるではいる。 ののではいるではいる。 ののではいるではいる。 ののではいるではいる。 ののではいる。 ののではいるではいる。 ののではいる。 ののではいるが、 ののではいるではいるが、 ののではいるが、 ののでは、 ののでは、

方は、

旧い保険証を持

「じぶんの町を良くするしくみ」をメインテーマに、今年も10月1日から2年も10月1日から2年も10月1日から2年も10月1日から2年も10月1日から2年も10月1日から2年も10月1日から2年を担けする意識も変わってきています。

「じぶんの町を良くするしたが進行する中、住民の間では、地域における民間社会では、をするが増えており、ます。」
「はないます。」
「じぶんの町を良くするしたが進行する中、住民の間では、地域の住民みずかられるような状況のなかで、ます。」
「じぶんの町を良くするしたが進行する中、住民の間では、地域における民間社会福祉の課題によったする。」
「じぶんの町を良くするしたが進行する中、住民の間では、おり、はは、だれもができる「福祉のできる」には、経済状況のなかで、が大変厳しい昨今では、だれもがが、本運動のから支援し、地域に対すると発展を推進するでは、経済状況のなかで、を基別のうえ、募金にご協り、といいます。

とはありません。や同じ世帯の方による届けの健康保険と国保の

170

出間

がで

心要です。

自動的に切り替わること ある場合には、ご自身

・職場の健康保険を脱退し国保に加入するとき》

たことを証明するも

届け出が

すべての方が加入します。 類制度)に加入している方 国保には、他の医療保険

保険(職場の健

健康保険または後期高齢者

保護を受けて

いる方を

除る、

・ はき》 ・ はの健康保険を脱退したことを証 ・ は会保険離脱証明など) ・ 中金手帳(60歳以上65歳未満の方) ・ 年金証書(60歳以上65歳未満の方) ・ 年金証書(60歳以上65歳未満の方) ・ 中金手帳(60歳以上65歳未満の方) ・ 中金手帳(60歳以上65歳未満の方) ・ 中金手帳(60歳以上65歳未満の方)

です。

2 7 6

# 事業補助金

## 補助します~~%万円を上限に県産木材使用佐ぐんまの木で家づくり支援事業 発生に

用の住宅を建築またはリフたは内装材に使用して、県産木材を使用した認証製材産水材を使用した認証製材がある。 費用の一部を補助して にはリフォームする場合して、県内に自分の居住総証製材品)を構造材まんま優良木材(群馬県内 います 数 (予算) 合住ま内

範囲内で申請の先着順に補助し補助額は、最高∞万円で、募集戸

●構造材補助(募集戸数の範囲内で申請の先着順

めします。 でった新築住宅の んま優良木材」 の建設 設・購入に対して補を構造材に0%以上 800 F

インボール である である でんま 優良 木材の使用割合に応じぐんま 優良木材の使用割合に応じてんま 優良木材の使用割合に応じして補助します。 ロを上乗せ にした省エ にした省と にした省と

内装材補助 (募集戸数 を内装材に

フォームする場合に甫カン\*\*・ っ 使って、新築住宅を建設・購入または「ぐんま優良木材」を内装材に10㎡以 補助額は、3、 の 〇〇〇四次合に補助 円/m (上限額15

#### information

# 月は土地月間です

高齢者の運転免許証自主返納をされる方

次の支援が申請により受けられます~

10

土地問題に対する国己)……日~31日迄の間を土地月間とし、日~31日迄の間を土地月間とし、 推進します。 (め、実効ある土地関係施策を土地問題に対する国民の理解を 土交通省では、毎年10 月1

土地に関する豆知識

けています。 地取引について届出制を設 は取引について届出制を設 がつ合理的な土地利用の確 がの合理的な土地利用の確 がの投機的取引や地価高騰 国土利用計画法では、

を締結した日から起算して主)が、契約(予約を含む)届出は、土地の取得者(買

出てください。出てください。出てください。出れの市役所、町村役場の国地の市役所、町村役場の国地の市役所、町村役場の国地の市役所、町村役場の国 下の罰金に処されることが以下の懲役または⑩万円以りの届出をすると、6カ月の日出をすると、6カ月のの日出をしなかったり、偽

3 2 渡等が該当となります。 予約完結権・買戻権等の譲 代物弁済、共有持分の譲渡、 交換、営業譲渡、 〇〇〇㎡以上で目的が売買 地取引とは、取引面積が10. 高山村で届出が必要な十 譲渡担保、

④住民基本台帳カー ③運転経歴証明書の交 ドは住民基本台帳カー (後日指定口座に振込)

4

申請先 的な証明書です。 的な証明書です。 右記①②③ 総務課 高 Ш

6

3

**☎**○27-226-236 群馬県土地水対策室

あります。

高山村役場地域振興課

内 21

1

の録し返以 

④の支援が受けられのいずれか1つと③下記の回数券①② ます。 沼 田

②中山本宿から市 (1枚4,350円分) 東 吾 K

10枚 3,000円券 老人特殊回数 (1枚4,500円分) 券

高山村役場
燃 9 **4** 0 2 2 7 9 直通 3-2111 1 総務課 26-7

5 数料を振込みます)転経歴証明書交付手転経歴証明書交付手 ⑤印鑑

・支援が受けられ はできません。 た時の。 です。 のみ1回艮、は、自主返納し 戻

※ 民 運 課 記 ④ 同上 住

4 申請の際に必要な手続き先は、警察※運転免許証の返納 警返察納

回付運 四数券交付申請書付手数料助成及び連転経歴証明書交

②中請による運転免許の取消通知書及が返納した自動車が返納した自動車が返納した自動車が返納した自動車が返納した自動車が返納した自動車が返納した自動車が返納した自動車が返納した自動車が返納した。

納税等 ★印が10月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	保険税康	介護保険料	医療保険料	使用料 道
4月			•				
5月		•					•
6月	•						
7月		•		•		•	•
8月						•	
9月				•		•	•
10月	*	*		*	*	*	
11月					•	•	•
12月						0	
1月	•	•		•	•	•	•
2月						•	
3月				•	•	•	•

税 税金は 社会を支える あなたの会費